

平成28年5月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成28年5月23日（月） 午前10時00分～午前10時19分

○ 場 所 守口市役所1号別館3階 第2委員会室

○ 出席者

教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委員長職務代理者 榎 原 恵 理 子

委 員 橋 爪 利 明

委 員 江 端 源 治

教育長 首 藤 修 一

事務局

教育次長兼管理部長 小浜 利彦 指導部長 水田 広茂

総務課長 藤本 淳司 学校管理課長 林 慶

学校教育課長 廣部 孝徳 保健給食課長 西尾 浩樹

教育センター長 吉川 弘美 ほか担当職員

○ 審議内容

議案第38号 守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についての意見

【説明要旨】

○事務局 議案第38号「守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についての意見」につきまして、御説明申し上げます。

国におきまして、平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、通称マイナンバー利用法が制定いたしました。同法律におきまして、市が個人番号を利用して独自の事務につきまして処理を行う場合や、市の組織内

部で個人番号を含む個人情報、いわゆる特定個人情報のやりとりを行う場合は、条例を定める必要があることから平成27年12月議会におきまして、「守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」が可決され、平成28年1月1日より施行されたところでございます。

このたび、国の個人情報保護委員会により法律第9条第2項の条例で定める事務であつて、他の機関との情報連携の対象となる独自利用事務の具体例が拡大されました。具体例におきまして、番号法、別表第2の106の項に準ずる独自利用事務が含まれており、本市においては「守口市奨学資金貸付に関する事務」が該当するため、特定個人情報を利用する場合は当該条例の一部を改正が生じたものでございます。

改正内容でございますが、別表第1第2条関係では、「特定個人情報を市で独自に利用する事務」に「守口市奨学資金条例に関する事務」を加えるものでございます。別表第3第3条関係では、守口市奨学資金条例に関する事務について情報連携する特定個人情報及び機関を定めるものでございます。なお、施行期日につきましては、附則において交付の日と定めるものでございます。以上、誠に簡単な説明ですが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

【審議状況】

○委員　今回、守口市の奨学資金条例に係る点がマイナンバーの使用に該当するから、条例を改正するという点について異論はございませんが、これ以外のことで、マイナンバーを使う必要が生じた場合には、その都度条例を改正する必要があるのでしょうか。

○事務局　その都度条例を改正する必要があると考えております。

○委員　少し条例の範囲を広げておいて、マイナンバーを使う必要が生じた際には、使用できるとはできないのでしょうか。やはり一つひとつ、慎重にチェックをして、マイナンバーを使用できる事務を決定していく必要があるということでしょうか。

○事務局　マイナンバーは個人を特定する番号ということで、個人情報保護の重要性からも考えますと、マイナンバーを使う事務について慎重に決めていく必要があり、あまり広く解釈をできるような規定は難しいのではないかと考えております。ですから、基本的には事務を特定した上でマイナンバーを取り扱うことが、法の趣旨であると思いますので、先ほど委員長から御質問いただきましたように、基本的には事務の中でマイナンバーを使

う必要が生じた際にはその都度条例を改正していく必要があると考えております。

○委員　マイナンバーが制度としてでき上がっても、今の段階では強制的にマイナンバーの報告義務はないという趣旨から、全員分のマイナンバーを使用することは難しい部分があるかと思えますけれども、その点についてはどのような考えをされていますか。

○事務局　奨学金を申請される際には、マイナンバーの情報を提出していただくことにはなりますが、もし提出を拒否されるということであれば、課税証明等の証明書を申請者側で取得していただいた上で、こちらに提出していただくことになります。

○上記質疑の後、原案どおり可決